



平成 29 年 6 月 27 日

各 位

会社名 株式会社 さいか屋
代表者 取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三
(コード番号 8254 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 堂前 博史
(TEL 046-845-6814)

当社元従業員の業務上横領容疑による逮捕について

本日、当社元従業員(平成 25 年 3 月 14 日付懲戒解雇、以下「元従業員」という)が業務上横領容疑で逮捕されたとの事実を確認いたしましたので、その旨をお知らせいたします。

信用・信頼を基本とする百貨店業にあって、お客様をはじめお取引先様、投資家の皆様および関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを、ここに深くお詫び申し上げます。

今回の元従業員の逮捕を厳粛に受け止め、今後の再発防止に向け、全社を上げて取り組んでまいります。また、本件につきましては、捜査への協力のため今日まで公表を差し控えておりましたことをあわせて報告いたします。

記

1. 本件の概要

元従業員は、平成 18 年 6 月から平成 24 年 10 月まで、当社藤沢店の準社員として、同店舗のサービスカウンターにおいて、当社の完全子会社である株式会社さいか屋友の会が運営する「さいか屋友の会ハイライフサークル」(以下「友の会」という)の会費お預かりならびにお買物券発行などの友の会会員サービス業務に従事しておりました。

当社の調査によれば、その間、平成 23 年 3 月ころから平成 24 年 10 月ころまで、友の会が会費としてお預かりした現金を正規の入金処理をせず、計約 600 万円を着服しておりました。

なお、元従業員が着服した全額につきましては、既に当社が友の会に対して補てんをおこなっているため、友の会会員様からお預かりしている友の会積立金が毀損することはございません。

2. 業績への影響

本件につきましては、事案が発覚した時点にて会計上の損失処理を全て終えておりますので、今後の業績に与える影響はございません。

3. 再発防止に向けた取り組みについて

当社は、このような不祥事がおこりましたことを重大に受け止め、このようなことがないように再発防止に向け、「法令遵守のための社内教育ならびに内部管理態勢の強化」「内部監査業務を統括する内部監査室の監視態勢の強化」をおこなうとともに、今回着服があった友の会会費お預かり業務におきましては、本事案発生の後、友の会会員情報ならびに友の会会費お預かり実績を管理するシステムを導入し、人為的なミスや不正の発生を防止する仕組みを整備いたしております。

本事案発生から相当期間を経過しておりますが、今後につきましても、社内態勢の強化に取り組んでまいります。

以上